

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

1. 計画期間 2018年4月1日～2021年3月31日

2. 計画内容

NO.	次世代育成支援対策の内容として定めた事項	目 標	対 策
1	妊娠中や出産後の女性労働者の健康確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施	規則等のHP掲載での周知	(1)規則等のHP掲載での周知 (2)育児休業人数(実績)の周知 ①2015年度 3名 ②2016年度 3名 ③2017年度 3名(内男性 1名)
2	育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施	介護休業一事例につき通算1年以内	(1)規則等のHP掲載での周知 (2)介護休業人数(実績)の周知 (現状介護休業の実績なし)
3	育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し	原則原職又は原職相当職への復帰を目指す	(1)育児休業期間中の代替要員の確保 (2)業務マニュアルの整備
4	三歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度	申出があった場合、事情を確認の上、子が小学校1年生修了の3月末日までの間認める	(1)規則等のHP掲載での周知
5	育児・介護休業法に基く育児休業等、雇用保険法に基く育児休業給付、労働基準法に基く産前産後休業など諸制度の周知	諸制度概要のHP掲載での周知	(1)諸制度概要のHP掲載での周知 (2)個別相談説明の実施
6	年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施	年次有給休暇取得日数一人当たり15日/年	(1)労使協定での一斉休暇充当日の設定 (2)個人別年次有給休暇の計画的取得の促進(本人・家族の誕生日等)